

協議第 1 1 4 号

平成 1 6 年 月 日 確認

各種事務事業の取扱い（環境対策関係）について

各種事務事業の取扱い（環境対策関係）について別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	<p>1 し尿処理業及び浄化槽清掃業の許可等については、津市の例により調整する。</p> <p>2 し尿処理業許可の地域割りについては、し尿収集を確実に実施するため、従来の経緯を踏まえ、旧市町村単位で地域割りを行うものとする。</p> <p>3 共同汚水処理施設修繕工事補助については、津市の例により調整する。ただし、計画住宅戸数及び処理能力については、安濃町の基準を勘案し調整する。</p> <p>4 合併処理浄化槽設置整備事業補助については、国、県の補助基準の動向を勘案し、津市の例により調整する。ただし、美里村、美杉村の現行の村費上乘せ分は、当分の間継続し、事業所に対する補助は、廃止する。</p>
関係項目	環境対策関係		

## 先進地事例

## 【静岡市】

## 清掃事業の取扱い

市民生活に支障をきたさないことを基本に、新市において再編する。

- (1) ごみ処理事業については、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、収集方法等を新市において再編する。
- (2) し尿処理事業については、収集体制は当面現行のとおりとする。なお、収集料金については、合併後速やかに、統一に向け調整するものとする。

## 【周南市】

## (1) し尿収集

徳山市の例により調整する。ただし、熊毛町の収集方法は、当面現行のとおりとする。

## (2) ごみ収集

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

## (3) 指定ごみ袋

新市に移行後、速やかに調整する。

## 【いなべ市】

## 環境対策事業

- 1 ごみの資源化については、当面現行どおりとするが、統一に向けて調整する。
- 2 ごみの収集については、当面現行の収集体制を維持し、統一に向けて調整する。
- 3 生ごみ処理機購入費補助については、コンポストは員弁町、電気式生ごみ処理機は藤原町の制度に統一する。
- 4 不法投棄廃棄物回収補助事業について、現行の事業は存続とする。
- 5 一般廃棄物集積場整備事業助成については、制度を廃止し新市において整備する。維持管理については、現行のとおりとする。
- 6 環境審議会については、新市において新たに組織する。

## 【さぬき市】

## 保健衛生の取扱い

## (1)から(4) 省略

(5) し尿処理業務については、処理は現行のとおり、収集手数料は210円/18ℓとし、収集等は収集業者を交えた協議のうえ統一を図る。

(6) 狂犬病予防業務及び公害業務は、現行のとおりとする。

## (7)から(8) 省略

(9) 墓地業務については、町有墓地を新市に引き継ぐこととする。